

平成 29 年 12 月 7 日  
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業  
国民年金保険料収納事業の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

日本年金機構（以下「機構」という。）の国民年金保険料収納事業に係る業務委託については、機構の前身である社会保険庁において平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所（現年金事務所）を対象に「モデル事業」として実施され、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、現在、平成 29 年度開始事業（第 1 期目）及び平成 27 年度開始事業（第 3 期目）を実施しているところである。

※公共サービス改革法第 33 条（国民年金法の特例）に基づいた事業である。

事 項	内 容	
事業概要	機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務（免除等申請勧奨を含む。）	
実施期間	<p>【平成 26 年度開始事業分】</p> <p>○平成 26 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日（3 年）</p> <p>第 1 期 平成 26 年 10 月～平成 27 年 4 月</p> <p>第 2 期 平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月</p> <p>第 3 期 平成 28 年 5 月～平成 29 年 4 月</p> <p>第 4 期 平成 29 年 5 月～平成 29 年 9 月</p>	<p>【平成 27 年度開始事業分】</p> <p>○平成 27 年 5 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（3 年 5 ヶ月）</p> <p>第 1 期 平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月</p> <p>第 2 期 平成 28 年 5 月～平成 29 年 4 月</p> <p>第 3 期 平成 29 年 5 月～平成 30 年 4 月</p> <p>第 4 期 平成 30 年 5 月～平成 30 年 9 月</p>
対象箇所	<p>【平成 26 年度開始事業分】</p> <p>○対象事務所：116 年金事務所</p> <p>○対象地区：10 地区</p> <p>○地区の内訳（括弧内は事務所数）</p> <p>北関東信越①（10）、南関東③（8）、中部②（9）、近畿②（12）、近畿③（12）、近畿④（10）、中国①（12）、九州①（18）、九州②（19）、九州③（6）</p>	<p>【平成 27 年度開始事業分】</p> <p>○対象事務所：196 年金事務所</p> <p>○対象地区：13 地区</p> <p>○地区の内訳（括弧内は事務所数）</p> <p>北海道（16）、東北①（13）、東北②（17）、北関東信越②（8）、北関東信越③（20）、南関東①（7）、南関東②（23）、南関東④（13）、中部①（19）中部③（16）、近畿①（15）中国②（14）、四国（15）</p>

受託事業者	【平成 26 年度開始事業分】 アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体：九州③ キャリアリンク株式会社：九州② 東京ソフト株式会社：中国① 株式会社バックスグループ：近畿④、九州① 日立トリプルウィン株式会社：北関東信越①、南関東③、中部②、近畿②、近畿③	【平成 27 年度開始事業分】 株式会社アイヴィジット：北海道、東北①、東北②、北関東信越②、北関東信越③、南関東④ アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体：近畿① 株式会社バックスグループ：南関東①、南関東②、四国 日立トリプルウィン株式会社：中部①、中部③、中国②
契約金額（総額）	【平成 26 年度開始事業分】 7,454,873 千円（税抜） （単年度：2,484,957 千円）	【平成 27 年度開始事業分】 12,456,150 千円（税抜） （単年度：3,645,702 千円）
入札の状況	平成 27（26）年度開始事業では、13（10）契約地区ごとに実施した入札において、入札参加者延べ73者（延べ42者）から提出された企画提案書について、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会の必須項目審査にて評価基準を満たしていた73者（42者）に対して技術評価点を付与した。入札価格については、平成 27 年 2 月（平成 26 年 7 月）に開札した結果、予定価格の範囲であった67者（32者）に対して価格評価点を算出し、各地区における総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）の最も高い者を落札者とした。 ※括弧内は平成 26 年度開始事業にかかる内容である。	

## II 評価

### 1. 評価方法について

平成 26 年度開始事業及び平成 27 年度開始事業それぞれにおいて、機構から提出された下記の期間における実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

### 2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

実施要項にて本事業の質の確保及び向上を図るため、事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）及び質の確保としての最低水準（以下「最低水準」という。）を各開始事業、各対象期間において設定されており、確保されるべき質の確保状況として、「達成目標」及び「最低水準」を対象とし評価することとする。

事項	内容	
確保されるべき質の確保状況	確保されるべき水準	評価
	各開始事業の実施結果にかかる督励対象月数及び免除等承認件数が「最低水準」を上回っていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度開始事業においては、全て達成している。</li> <li>平成 27 年度開始事業においては、過年度 1 年目、過年度 2 年目督励対象月数及び免除等承認件数は達成しているが、現年度督励対象月数は未達成</li> </ul> <p>※実施結果にかかる督励対象月数及び免除等承認件数を最低水準にかかる督励対象月数及び免除等承認件数で除した数値を達成率として示しており、最低水準を上回るためには達成率が 100%を超えている必要がある。</p>

		<p>【平成 26 年度開始事業第 3 期】  現年度督励対象月数達成率 : 110.57%  過年度 1 年目督励対象月数達成率 : 127.89%  過年度 2 年目督励対象月数達成率 : 130.61%  免除等承認件数達成率 : 122.27%</p> <p>【平成 27 年度開始事業第 2 期】  現年度督励対象月数達成率 : 88.07%  過年度 1 年目督励対象月数達成率 : 105.47%  過年度 2 年目督励対象月数達成率 : 139.94%  免除等承認件数達成率 : 112.63%</p> <p>【平成 28 年度合計】  現年度督励対象月数達成率 : 94.84%  過年度 1 年目督励対象月数達成率 : 112.39%  過年度 2 年目督励対象月数達成率 : 135.11%  免除等承認件数達成率 : 116.54%</p> <p>※各年度の督励対象月数及び免除等承認件数の最低水準の設定の考え方については以下のとおり。</p> <p>【現年度】  ①最低水準[月数] = (②納付対象月数 × ⑤最低納付率[%]) - ⑥納付期限内納付月数 - ⑦強制徴収による納付月数</p> <p>【過年度 1 年目】  A 最低水準[月数] = (B 納付対象月数 × C 最低納付率[%]) - D 前期納付月数 - E 強制徴収による収納月数</p> <p>【過年度 2 年目】  a 最低水準[月数] = (b 納付対象月数 × c 最低納付率[%]) - d 前期までの納付月数 - e 強制徴収による収納月数</p> <p>【免除等承認件数】  I 最低水準[件数] = II 年度末第 1 号被保険者数 × III 最低免除等率[%] × IV 免除処理調整率[%]</p> <p>※各項目「①～②、⑤～⑦、A～E、a～e、I～IV」の算出根拠については別紙 1 のとおり。</p>
	<p>各開始事業、各対象期間の実施結果にかかる督励対象月数及び免除等承認件数が「達成目標」を上回っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度開始事業においては、過年度 1 年目、過年度 2 年目督励対象月数及び免除等承認件数は達成しているが、現年度督励対象月数は未達成</li> <li>・平成 27 年度開始事業においては、過年度 2 年目督励対象月数及び免除等承認件数は達成しているが、現年度、過年度 1 年目督励対象月数は未達成</li> </ul>

※実施結果にかかる督促対象月数及び免除等承認件数を達成目標にかかる督促対象月数及び免除等承認件数で除した数値を達成率として示しており、達成目標を上回るためには達成率が100%を超えている必要がある。

【平成26年度開始事業第3期】

現年度督促対象月数達成率 : 89.31%  
過年度1年目督促対象月数達成率 : 108.79%  
過年度2年目督促対象月数達成率 : 113.11%  
免除等承認件数達成率 : 109.24%

【平成27年度開始事業第2期】

現年度督促対象月数達成率 : 75.48%  
過年度1年目督促対象月数達成率 : 95.87%  
過年度2年目督促対象月数達成率 : 122.60%  
免除等承認件数達成率 : 100.71%

【平成28年度合計】

現年度督促対象月数達成率 : 79.82%  
過年度1年目督促対象月数達成率 : 100.04%  
過年度2年目督促対象月数達成率 : 117.66%  
免除等承認件数達成率 : 104.18%

※各年度の督促対象月数及び免除等承認件数の達成目標の設定の考え方については以下のとおり。

【現年度】

①達成目標[月数] = ②納付対象月数 × (⑤最低納付率[%] × ⑫加算率[%]) - ⑥納付期限内納付月数 - ⑦強制徴収による納付月数

【過年度1年目】

I 達成目標[月数] = (B 納付対象月数 × J 加算率[%]) - D 前期納付月数 - E 強制徴収による収納月数

【過年度2年目】

i 達成目標[月数] = (b 納付対象月数 × j 加算率[%]) - d 前期までの納付月数 - e 強制徴収による収納月数

【免除等承認件数】

VIII 達成目標[件数] = II 年度末第1号被保険者数 × IX 目標免除等率[%] × 免除処理調整率[%]

※各項目「②、⑤～⑦、⑪～⑫、B、D～E、I～J、b、d～e、i～j、II、VIII、IX」の算出根拠については別紙1のとおり。

※ 確保されるべき質の達成ができていなかった前回事業において達成目標のあり方、効果的な納付督促の手法について更なる検討を監理委員会にて求めていたことを踏まえ、参考となる前回事業との比較を補足資料として以下のとおり示すこととする。

前回事業との比較	比較内容	比較結果
	<p>各開始事業の各対象期間における納付率の期間伸び幅</p>	<p>今回事業の納付率の期間伸び幅から前回事業の期間伸び幅を差し引いた数値を示している。前回事業を上回っている場合は数値が0ポイント以上となる。</p> <p>【平成26年度開始事業第3期】            現年度 : +2.9ポイント            過年度1年目 : +2.4ポイント            過年度2年目 : +1.2ポイント</p> <p>【平成27年度開始事業第2期】            現年度 : +3.1ポイント            過年度1年目 : +1.8ポイント            過年度2年目 : +0.9ポイント</p>
	<p>各開始事業の各対象期間における電話督促による接触率・効果率</p> <p>○接触率：各期に督促を実施した全件数※のうち、接触できた件数の割合（期中、1人の滞納者に複数回督促を実施した場合は、その督促回数を計上）            ※架電した結果が、納付約束、態度保留、納付拒否、本人不在、不通等の総件数</p> <p>○効果率：接触できた件数のうち、納付した件数の割合</p>	<p>今回事業の電話督促による接触率・効果率から前回事業の接触率・効果率を差し引いた数値を示している。前回事業を上回っている場合は数値が0%以上となる。</p> <p>【平成26年度開始事業第3期】            接触率 : +1.5%            効果率 : +6.0%</p> <p>【平成27年度開始事業第2期】            接触率 : -4.1%            効果率 : +5.0%</p>
	<p>各開始事業の各対象期間における戸別訪問による接触率・効果率</p> <p>○接触率：各期に督促を実施した全件数※のうち、接触できた件数の割合（期中、1人の滞納者に複数回督促を実施した場合は、その督促回数を計上）            ※訪問した結果が、納付約束、態度保留、納付拒否、本人不在、不在（応答なし）等の総件数</p> <p>○効果率：接触できた件数のうち、納付した件数の割合</p>	<p>今回事業の戸別訪問による接触率・効果率から前回事業の接触率・効果率を差し引いた数値を示している。前回事業を上回っている場合は数値が0%以上となる。</p> <p>【平成26年度開始事業第3期】            接触率 : +3.8%            効果率 : +3.4%</p> <p>【平成27年度開始事業第2期】            接触率 : +6.4%            効果率 : +3.6%</p>

<p>事業の運営に要した費用 ( 督励納付月数 1 月及び免除等承認件数 1 件獲得当たり要した費用)</p>	<p>今回事業の督励納付月数 1 月及び免除等承認件数 1 件獲得当たり要した費用から前回事業の 1 月及び 1 件獲得当たり要した費用を差し引いた数値を示している。前回事業より要した費用が下回っている場合は数値が 0 円以下となる。</p> <p>【平成 26 年度開始事業第 3 期】 ▲ 66. 3 円</p> <p>【平成 27 年度開始事業第 2 期】 ▲ 32. 1 円</p>
---	---

### 3. 実施経費 (税抜)

(単位：千円)

	平成 26 年度事業 【第 3 期】	平成 27 年度事業 【第 2 期】	合計
前回事業実施経費【A】	2,924,642	4,085,234	7,009,876
うちモデル事業実施経費	103,185	128,916	232,101
今回事業実施経費【B】	2,484,958	3,645,708	6,130,667
差額【B-A】	▲439,683 (▲15%)	▲439,525 (▲10%)	▲879,209 (▲13%)
モデル事業実施経費除く	▲336,498 (▲11%)	▲310,608 (▲7%)	▲647,107 (▲9%)

### 4. 評価のまとめ

実施経費については、平成 26 年度開始事業第 3 期、平成 27 年度開始事業第 2 期の累計において、前回事業（平成 24 年 10 月開始事業第 2 期、平成 25 年 2 月開始事業第 2 期）における平成 25 年 10 月から実施のモデル事業による追加経費を考慮したうえで約 9%の経費が削減されている。

また、本事業の受託事業者の決定に当たって、平成 26 年度開始事業、平成 27 年度開始事業それぞれの応募者数については各契約地区において複数応募となっており競争性が確保されていた。引き続き、次期事業においても適切な対応をとるように努める必要がある。

業務の実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質として設定された「最低水準」の達成状況について、平成 26 年度開始事業においては、いずれの項目も達成されているが、平成 27 年度開始事業において、現年度督励対象月数が達成されなかった。「達成目標」の達成状況についても、平成 26 年度開始事業においては、現年度督励対象月数が未達成であり、平成 27 年度開始事業において現年度及び過年度 1 年目の督励対象月数が未達成となっている。

また、達成されている項目であっても契約地区によっては未達成の場合もあり、その達成率にばらつきが見られる。

機構においては、「達成目標」を納付率が毎年伸びていくことを前提としたうえで、前回事業の実績をもとに納付期限後納付率の伸び率を想定し設定してきた。しかし、今回、平成 28 年度の納付期限後納付率の伸び率は、想定した実績を下回る結果であり、そのため現年度督励対象月数の達成目標の達成率も前回事業の実績を下回り、未達成となっている。

もっとも、これらの未達成の理由が、地域差等の諸事情によるものであるとすれば、民間事業者が目標を達成することはそもそも難しく、「最低水準」や「達成目標」自体が過度な目標となっている可能性もある。

これらの状況を踏まえ、公サ法の趣旨に照らし、「最低水準」、「達成目標」の設定を契約地区によって過度な目標となっていないか、地域差等に考慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

また、平成 29 年 7 月 12 日に民間委託事業者の訪問員が、現金を詐取した容疑により逮捕された事案の対応として、機構の要請により平成 29 年 7 月 13 日

から全ての民間委託事業者の訪問員による納付受託業務が中止となった。その後、官民競争入札等監理委員会の審議を経たうえで、民間委託事業者との契約内容を変更し、10月1日より納付受託業務を廃止している。今後、廃止の原因となった訪問員の悪意を持った行動を防止する方法として、民間委託事業者の従事者に対する教育方法や管理体制について検討する必要がある。

#### 5. 今後の方針

平成30年度以降の次期事業実施においては、上記4で指摘した内容について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、全契約地区においてサービスの質である「達成目標」を上回るよう努め、国民年金保険料納付率の向上を図っていく必要がある。

なお、機構においては、次期事業の実施に当たって、現行事業である平成29年10月開始事業を基本とし、納付受託業務の廃止、戸別訪問員の行動管理の強化等必要な見直しを行うこととしている。

以上

## 最低水準及び達成目標の設定の考え方について

平成 26 年度開始事業、平成 27 年度開始事業における最低水準及び達成目標は、以下の算出根拠に基づき、算出している。

[ ]内は単位

### 【現年度保険料】

$$\begin{aligned} \text{①最低水準 [月数]} &= (\text{②納付対象月数 [月数]} \times \text{⑤最低納付率 [%]}) \\ &- \text{⑥納付期限内納付月数 [月数]} - \text{⑦強制徴収による収納月数 [月数]} \\ \text{⑪達成目標 [月数]} &= \text{②納付対象月数 [月数]} \times (\text{⑤最低納付率 [%]} \\ &+ \text{⑫加算率 [%]}) - \text{⑥納付期限内納付月数 [月数]} \\ &- \text{⑦強制徴収による収納月数 [月数]} \end{aligned}$$

#### ②納付対象月数 [月数]

$$= (\text{③被保険者累計 [月数]} - \text{④全額免除等累計 [月数]}) \times \text{調整率 95.12\%}$$

◇③被保険者累計 [月数] = 各月における第 1 号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※26 年度被保険者累計 (見込) は、23 年度から 25 年度の各月における前年度末月からの増減割合に対する各月の平均 (以下「各月平均」という。) を、25 年度末月に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。(26 年 4 月から 26 年 7 月までは実数を使用。)

※27～31 年度被保険者累計 (見込) は、上記各月平均を前年度末月 (見込) に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。ただし、26 年度被保険者累計 (見込) より減少する場合は 26 年度被保険者累計 (見込) を使用。

◇④全額免除累計 [月数] = 各年度末第 1 号被保険者数 (見込) [人] × 26 年度全額免除等率 (見込) [%] × 10.189 月

※26 年度全額免除等率 (見込) は、25 年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計 (以下「該当者」という。) を 25 年度末第 1 号被保険者数で除した割合に、25 年度の該当者に対する 24 年度の該当者の伸び率 (103.2%) を乗じて算出。

※10.189 月 = 23～25 年度における全額免除等の 1 人当たり平均承認月数

◇調整率 95.12% = 23～25 年度における納付対象者累計 (=③被保険者累計 [月数] - ④全額免除等累計 [月数]) に対する納付対象月数の平均減少率

#### ⑤最低納付率 [%]

$$= 26 \text{ 年度の現年度見込納付率 (全国平均 62\%)}$$

◇26 年度の現年度見込納付率は、25 年度の各月における納付対象月数及び納付月数の按分率に基づき、26 年 7 月末時点から 27 年 4 月末時点の納付対象月数及び納付月数を推計。(全国平均伸び幅 5.0 ポイント)

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑥納付期限内納付月数 [月数]

$$= \text{②納付対象月数 [月数]} \times \text{納付期限内納付率}$$

◇納付期限内納付率 = 平成 23～25 年度における納付対象月数に対する納付期限内納付月数の平均割合 (全国平均 53.65%)

※納付期限内納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑦強制徴収による収納月数 [月数]

$$= (\text{②納付対象月数 [月数]} - \text{⑥納付期限内納付月数}) \times \text{調整率 } 0.17\%$$

◇調整率 0.17% = 23～25 年度における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

※調整率 0.18%は、各期計算過程において同数値を使用。

⑧H30.9 までの見込み納付月数按分率、H31.9 までの見込み納付月数按分率 [%]

= 現年度保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、25 年 5 月から 25 年 9 月までに納付された月数の割合。

※按分率は、第 4 期、第 5 期及び第 6 期の計算過程において同数値を使用。

⑫加算率 [%]

= 25 年度納付期限後納付率の改善率 0.7%

※日本年金機構の中期目標を達成するため、毎年+0.7%ずつ加算。各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率 = 0.7%

第 2 期の加算率 = 1.4%

第 3 期の加算率 = 2.1%

第 4・5 期の加算率 = 2.8%

第 6 期の加算率 = 3.5%

## 【過年度 1 年目保険料】

$$\cdot \frac{\text{A 最低水準 [月数]}}{\text{D 前期納付月数 [月数]}} = \left( \frac{\text{B 納付対象月数 [月数]} \times \text{C 最低納付率 [%]}}{\text{E 強制徴収による収納月数 [月数]}} \right)$$

$$\cdot \frac{\text{I 達成目標 [月数]}}{\text{D 前期納付月数 [月数]}} = \left( \frac{\text{B 納付対象月数 [月数]} \times \text{J 加算率 [%]}}{\text{E 強制徴収による収納月数 [月数]}} \right)$$

B 納付対象月数 [月数]

= 前期における現年度保険料の②納付対象月数 × 調整率 99.52%

(ただし、1 期については、26 年度分現年度保険料の納付対象月数 (見込) を、5 期については、3 期における現年度保険料の②納付対象月数を使用。)

◇調整率 99.52% = 23～25 年度における現年度から過年度 1 年目への納付対象月数の平均伸び率

**C最低納付率 [%]**

= 前期における現年度保険料の⑤最低納付率 + 過年度1年目最低水準加算率 3.0%  
(ただし、1期については、26年度分現年度保険料の納付率(見込)を、5期については、3期における現年度保険料の⑤最低納付率を使用。)

◇過年度1年目最低水準加算率 3.0% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ設定。

※過年度1年目最低水準加算率は、各期計算過程において同数値を使用。 D前期納

**付月数 [月数]**

= 前期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準(または⑪達成目標)  
(ただし、1期については、26年度分納付期限内納付月数(見込)を、5期については、3期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準(または⑪達成目標)を使用。)

**E強制徴収による収納月数 [月数]**

= (B納付対象月数 [月数] - D納付期限内納付月数) × 調整率 0.50%

◇調整率 0.50% = 23~25年度における納付対象月数から各前年度の納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合  
※調整率 0.50%は、各期計算過程において同数値を使用。

**FH30.9までの見込み納付月数按分率、H31.9までの見込み納付月数按分率 [%]**

= 過年度1年目保険料の総納付月数(12ヶ月分)について、25年5月から25年9月までに納付された月数の割合。  
※按分率は、第4期、第5期及び第6期の計算過程において同数値を使用。

**J加算率 [%]**

= 前期における現年度保険料の⑤最低納付率かつ⑫加算率 + 過年度1年目達成目標加算率 3.4%  
(ただし、1期については、26年度分現年度保険料の納付率(見込)を、5期については、3期における現年度保険料の⑤最低納付率かつ⑫加算率を使用。)

◇過年度1年目達成目標加算率 3.4% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、現年度納付率から確保すべき21~23年度の伸び幅の平均。

※過年度1年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

**【過年度2年目保険料】**

・ <b>a最低水準 [月数]</b>	=	( <b>b納付対象月数 [月数]</b> × <b>c最低納付率 [%]</b> )
- <b>d前期までの納付月数 [月数]</b>	-	<b>e強制徴収による収納月数 [月数]</b>
・ <b>i達成目標 [月数]</b>	=	( <b>b納付対象月数 [月数]</b> × <b>j加算率 [%]</b> )
- <b>d前期までの納付月数 [月数]</b>	-	<b>e強制徴収による収納月数 [月数]</b>

**b 納付対象月数 [月数]**

= 前期における過年度 1 年目保険料の B 納付対象月数 × 調整率 100.65%  
(ただし、1 期については、25 年度分過年度 1 年目保険料の納付対象月数 (実数値) を、5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の B 納付対象月数を使用。)

◇調整率 100.65% = 23~25 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納付対象月数の平均伸び率

**c 最低納付率 [%]**

= 前期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率 + 過年度 2 年目最低水準加算率 2.0%  
(ただし、1 期については、25 年度分過年度 1 年目納付率 (実数値) を、5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率を使用。)

◇過年度 2 年目最低水準加算率 2.0% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ設定。

※過年度 2 年目最低水準加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

**d 前期までの納付月数 [月数]**

= 前々期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準 (または⑪達成目標) + 前期の A 最低水準 (または I 達成目標)  
(ただし、1 期については、25 年度における納付期限内納付月数 (実数値) を、2 期については、25 年度分納付期限内納付月数 (見込) + 前期 A 最低水準を、5 期については、3 期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準 (または⑪達成目標) + 前期の A 最低水準 (または I 達成目標) を使用。)

**e 強制徴収による収納月数 [月数]**

= (b 納付対象月数 [月数] - d 納付期限内納付月数) × 調整率 0.42%

◇調整率 0.42% = 23~25 年度における納付対象月数から各前々年度の納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

※調整率 0.42% は、各期計算過程において同数値を使用。

**f H30.9 までの見込み納付月数按分率、H31.9 までの見込み納付月数按分率 [%]**

= 過年度 2 年目保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、25 年 5 月から 25 年 9 月までに納付された月数の割合。

※按分率は、第 4 期、第 5 期及び第 6 期の計算過程において同数値を使用。

**j 加算率 [%]**

= 前期における過年度 1 年目保険料の J 加算率 + 過年度 2 年目達成目標加算率 2.3%

(ただし、1 期については、25 年度における過年度 1 年目保険料の納付率 (実数値) を、2 期については、26 年度分現年度保険料の納付率 (見込) + 過年度 2 年目達成目標加算率を、5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率 + J 加算率を使用。)

- ◇過年度2年目達成目標加算率 2.3% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、過年度1年目納付率から確保すべき21～23年度の伸び幅の平均。  
 ※過年度2年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

## 【免除等】

$$\text{I 最低水準 [件数]} = \left( \text{II 年度末第1号被保険者数 [人数]} \times \text{III 最低免除等率 [\%]} \right) \times \text{IV 免除処理調整率 [\%]}$$

$$\text{VIII 達成目標 [件数]} = \left( \text{II 年度末第1号被保険者数 [人数]} \times \text{IX 目標免除等率 [\%]} \right) \times \text{IV 免除処理調整率 [\%]}$$

### II 年度末第1号被保険者数 [人数]

= 現年度保険料の③被保険者累計 - 任意加入被保険者数

### III 最低免除等率 [%]

= 27年3月時点における全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の合計（以下「免除等」という。）該当者数（見込）÷ 26年度末第1号被保険者数

- ◇27年3月時点における免除等該当者（見込）は、25年度の各月における免除等承認者按分率に基づき、26年7月末時点から27年3月時点の承認者数を推計し（全国平均伸び率194.0%）、かつ、平成26年10月の制度改正による免除等承認者数を推計（免除率1.3%）。

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

### IV 免除処理調整率 [%]

= 23～25年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の平均割合  
 = 134.62%

※免除処理調整率は、各期計算過程において同数値を使用。

### VH30.9までの見込み承認件数按分率、H31.9までの見込み承認件数按分率 [%]

= 免除等が承認された件数（12ヶ月分）について、25年5月から25年9月までに承認された件数の割合。

※按分率は、第4期、第5期及び第6期の計算過程において同数値を使用。

### IX 目標免除等率 [%]

= III 最低免除等率 + 免除等達成目標加算率 1.6%

- ◇免除等達成目標加算率 1.6% = 23～25年度における免除承認率の伸び率の平均。

※免除等達成目標加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第1期の加算率	= 1.6%
第2期の加算率	= 3.2%
第3期の加算率	= 4.8%
第4・5期の加算率	= 6.4%
第6期の加算率	= 8.0%

平成29年11月15日

## 国民年金保険料収納事業の実施状況について (平成26年度開始事業、平成27年度開始事業)

### 1. 事業概要

#### (1) 委託業務内容

本委託事業は、日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務（免除等申請勧奨を含む。）を実施するものである。平成26年度開始事業は116年金事務所、平成27年度開始事業は196年金事務所において実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
- ④ 事業報告書等の作成・報告業務
- ⑤ 月例打合せ会議等の対応

#### (2) 委託期間

##### 【平成26年度開始事業】

第1期：平成26年10月～平成27年4月（7か月）

第2期：平成27年5月～平成28年4月（12か月）

第3期：平成28年5月～平成29年4月（12か月）

第4期：平成29年5月～平成29年9月（5か月）

##### 【平成27年度開始事業】

第1期：平成27年5月～平成28年4月（12か月）

第2期：平成28年5月～平成29年4月（12か月）

第3期：平成29年5月～平成30年4月（12か月）

第4期：平成30年5月～平成30年9月（5か月）

※本報告は、平成26年度開始事業第3期及び平成27年度開始事業第2期の実績報告である。

### (3) 受託事業者

別添1参照

#### 【平成26年度開始事業】

アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体  
キャリアリンク株式会社  
東京ソフト株式会社  
株式会社バックスグループ  
日立トリプルウィン株式会社

#### 【平成27年度開始事業】

株式会社アイヴィジット  
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体  
株式会社バックスグループ  
日立トリプルウィン株式会社

### (4) 受託事業者決定の経緯

「国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項」に基づき、平成26年度開始事業においては、入札参加者（のべ42者）から提出された企画提案書について、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた42者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、平成26年7月9日、10日、予定価格の範囲であった32者に対して価格評価点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

また、平成27年度開始事業においては、入札参加者（のべ73者）から提出された企画提案書について、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた73者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、平成27年2月9日に開札した結果、予定価格の範囲であった67者に対して価格評価点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

## 2. 確保されるべき事業の質の達成状況

### (1) 確保されるべき事業の質の達成状況

#### ① 達成目標・最低水準達成状況

別添2参照

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、受託事業者に対して事業の達成目標としての水準及び質の確保としての最低水準を設定している。

#### (ア) 平成28年度実施状況

【平成26年度開始事業】 第3期 (H2805-H2904)		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
116 事務所	実施結果	3,386,103 月	5,527,015 月	6,146,573 月	2,946,055 件
	達成目標	3,791,608 月	5,080,229 月	5,434,164 月	2,696,760 件
	達成率	89.31%	108.79%	113.11%	109.24%
	最低水準	3,062,479 月	4,321,835 月	4,706,131 月	2,409,481 件
	達成率	110.57%	127.89%	130.61%	122.27%

【平成27年度開始事業】 第2期 (H2805-H2904)		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
196 事務所	実施結果	6,264,493 月	10,202,938 月	6,134,566 月	3,972,727 件
	達成目標	8,299,401 月	10,642,675 月	5,003,720 月	3,944,700 件
	達成率	75.48%	95.87%	122.60%	100.71%
	最低水準	7,112,681 月	9,673,904 月	4,383,618 月	3,527,181 件
	達成率	88.07%	105.47%	139.94%	112.63%

【合計 (H28 実施分)】		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
312 事務所	実施結果	9,650,596 月	15,729,953 月	12,281,139 月	6,918,782 件
	達成目標	12,091,009 月	15,722,904 月	10,437,884 月	6,641,460 件
	達成率	79.82%	100.04%	117.66%	104.18%
	最低水準	10,175,160 月	13,995,739 月	9,089,749 月	5,936,662 件
	達成率	94.84%	112.39%	135.11%	116.54%

#### (イ) 納付月数の達成状況

現年度は、平成26年度開始事業、平成27年度開始事業ともに未達成とな

っている。

過年度1年目は、平成26年度開始事業は達成目標を達成し、平成27年度開始事業は未達成となっているが、全体としては達成目標を達成している。

過年度2年目は、平成26年度開始事業、平成27年度開始事業ともに達成目標を達成している。

(ウ) 免除等承認の達成状況

平成26年度開始事業、平成27年度開始事業ともに達成目標を達成している。

②達成目標の達成状況に対する分析

・前回事業と今回事業との比較

達成目標は納付率が毎年伸びていく事を前提に設定している。27年度開始事業実施要項策定にあたっては、平成25年度の実績から算出し、現年度においては、納期限後納付率の伸び率を0.7%（平成26年度開始事業は、平成24年度の実績から算出し0.5%）と想定し達成目標を設定していたが、平成28年度の納期限後納付率の伸び率は、平成25年度実績を下回る結果となった。

このため、現年度の達成目標達成率について、前回事業（平成24年10月開始事業第2期+平成25年2月開始事業第2期）を下回る事となった。

なお、過年度1年目、過年度2年目、免除等承認の達成目標達成率は、設定した目標を上回る実績となり、達成目標を達成した。

期	達成目標達成率				免除等承認
	納付月数				
	現年度	過年度1年目	過年度2年目	(小計)	
前回事業(*1) (H25.5~H26.4)	84.55%	90.35%	86.27%	87.17%	110.99%



今回事業(*2) (H28.5~H29.4)	79.82%	100.04%	117.66%	98.46%	104.18%
平成26年度 開始事業	89.31%	108.79%	113.11%	105.27%	100.71%
平成27年度 開始事業	75.48%	95.87%	122.60%	94.39%	104.18%

\*1 平成24年10月開始事業第2期と平成25年2月開始事業第2期を合算した達成率

\*2 平成26年度開始事業第3期と平成27年度開始事業第2期を合算した達成率

## (2) 実施状況についての調査

### ①調査の実施方法

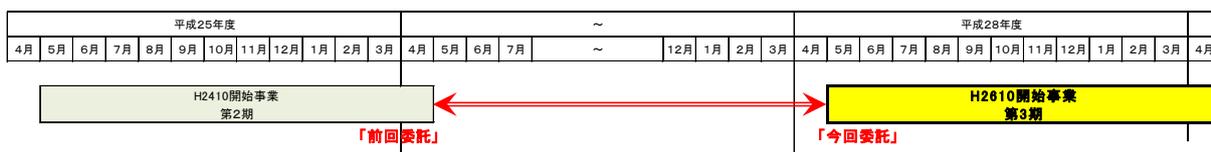
民間競争入札実施要項に基づき、以下の（ア）から（オ）の調査項目について、受託事業者が今回及び前回は実施した収納事業の実施状況について調査を行う。

- （ア）国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- （イ）納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- （ウ）全滞納者への督促の実施状況
- （エ）納付督促及び免除等申請手続勧奨の実施手法別の効果
- （オ）事業の運営に要した費用

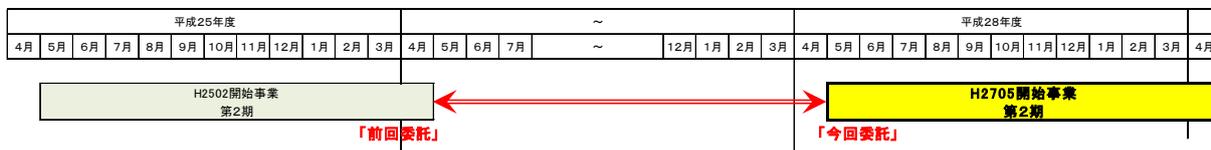
### ②比較の考え方

上記①の調査項目について、今回の委託事業と前回の委託事業との実績を比較する。

<平成26年度開始事業の比較の考え方>



<平成27年度開始事業の比較の考え方>



### ③調査結果

（ア）国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数の比較 別添3参照

- i) 現年度納付月数、過年度納付月数及び免除等（全額免除、学生納付特例、納付猶予）承認件数

【平成26年度開始事業】

3期	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（116事務所）	27,005,606月	2,163,457月	1,548,947月	2,932,042件
前回（116事務所）	30,133,049月	2,116,140月	1,645,819月	2,693,625件

【平成27年度開始事業】

2期	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（196事務所）	51,341,264月	3,950,657月	2,788,442月	3,972,727件
前回（196事務所）	58,037,544月	4,263,420月	3,155,840月	3,637,265件

ii) 納付率及び免除等承認率

【平成26年度開始事業】

3期	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (116事務所)	50.4%→62.9% (+12.5ポイント)	62.0%→68.1% (+6.1ポイント)	67.2%→70.6% (+3.4ポイント)	<u>49.8%</u>
前回 (116事務所)	49.1%→58.7% (+9.6ポイント)	57.3%→61.0% (+3.7ポイント)	60.4%→62.6% (+2.2ポイント)	40.9%

【平成27年度開始事業】

2期	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (196事務所)	53.4%→66.2% (+12.8ポイント)	65.3%→70.9% (+5.6ポイント)	69.8%→73.0% (+3.2ポイント)	<u>41.7%</u>
前回 (196事務所)	52.4%→62.1% (+9.7ポイント)	61.0%→64.8% (+3.8ポイント)	64.2%→66.5% (+2.3ポイント)	33.7%

※免除承認率は期中平均の被保険者数に対する各期の免除承認件数の割合

iii) 納期限後納付月数

※ 現年度納付月数については、市場化テスト事業の業務範囲となっていない「納期限内納付月数」を含めた月数となっているため、督促対象となる「納期限後納付月数」を比較。

【平成26年度開始事業】

3期	納期限後納付月数	納期限後納付率
今回 (116事務所)	3,294,763月	7.7%
前回 (116事務所)	3,156,831月	6.1%

【平成27年度開始事業】

2期	納期限後納付月数	納期限後納付率
今回 (196事務所)	6,093,231月	7.9%
前回 (196事務所)	6,164,476月	6.6%

(イ) 納付督促等の実施手法別の実施件数及び(ウ) 全滞納者への督促実施状況の比較 (「滞納者一人当たりの督促実施回数」の比較) 別添4参照

【平成26年度開始事業】

(下段：1か月当たりの回数)

3期	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (116事務所)	5.47回 (0.46回)	0.96回 (0.08回)	1.65回 (0.14回)	8.08回 (0.67回)
前回 (116事務所)	6.85回 (0.57回)	0.93回 (0.08回)	1.41回 (0.12回)	9.20回 (0.77回)

【平成27年度開始事業】

2期	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (196事務所)	5.81回 (0.48回)	0.95回 (0.08回)	1.40回 (0.12回)	8.17回 (0.68回)
前回 (196事務所)	3.97回 (0.33回)	0.68回 (0.06回)	1.31回 (0.11回)	5.96回 (0.50回)

【平成28年度実施合計】

	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (312事務所)	5.68回 (0.47回)	0.96回 (0.08回)	1.50回 (0.13回)	8.14回 (0.68回)
前回 (312事務所)	5.00回 (0.42回)	0.77回 (0.06回)	1.34回 (0.11回)	7.11回 (0.59回)

(エ) 接触率等の効果の比較

別添5参照

i) 電話督促

【平成26年度開始事業】

3期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (116事務所)	<u>21.2%</u>	<u>22.8%</u>
前回 (116事務所)	19.7%	16.8%

【平成27年度開始事業】

2期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (196事務所)	20.5%	<u>23.9%</u>
前回 (196事務所)	<u>24.6%</u>	18.9%

【平成28年度実施合計】

	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (312 事務所)	20.8%	<u>23.5%</u>
前回 (312 事務所)	<u>22.4%</u>	18.1%

ii) 戸別訪問

【平成26年度開始事業】

3期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (116 事務所)	<u>31.0%</u>	<u>8.9%</u>
前回 (116 事務所)	27.2%	5.5%

【平成27年度開始事業】

2期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (196 事務所)	<u>31.9%</u>	<u>10.6%</u>
前回 (196 事務所)	25.5%	7.0%

【平成28年度実施合計】

	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (312 事務所)	<u>31.6%</u>	<u>10.0%</u>
前回 (312 事務所)	26.2%	6.3%

(注1) 接触率(各期に督促を実施した全件数※のうち、接触できた件数の割合(期中、1人の滞納者に複数回督促を実施した場合は、その督促回数を計上))  
 ※電話における督促を実施した件数とは、架電した結果が、納付約束、態度保留、納付拒否、本人不在、不通等の総件数。  
 ※戸別訪問における督促を実施した件数とは、訪問した結果が、納付約束、態度保留、納付拒否、本人不在、不在(応答なし)等の総件数。督促実施により接触できた件数の割合)  
 (注2) 効果率(接触できた件数のうち、納付した件数の割合)

(オ) 事業の運営に要した費用の比較

別添6参照

督促納付月数1月及び免除等承認件数1件獲得あたりに要した費用。

【平成26年度開始事業】

3期	納付1月(免除1件)獲得に要した費用
今回 (116 事務所)	<u>274.3円</u>
前回 (116 事務所)	340.6円

【平成27年度開始事業】

2期	納付1月獲得に要した費用
今回 (196 事務所)	<u>240.2円</u>
前回 (196 事務所)	272.3円

### 3. 受託事業者からの提案等による改善実施事項

#### (1) 達成状況が改善された要因

達成状況が改善された要因としては、平日の夜間帯及び土日祝日の督促の強化を行ったことにより接触率の向上をはかった。さらに、接触した者が納付に結びつくようトークスクリプトを見直し、督促内容のモニタリングを実施した事等により督促の品質向上に努めたことにより納付効果率が改善し、納期限後納付月数を伸ばすことができたことが主な要因と考えられる。

また、引き続き特別催告状送付対象者に関する情報等を、受託事業者へ積極的に提供し、受託事業者は提供を受けた情報を基に効率的に電話、訪問、文書督促を実施することにより、当該対象者への事後フォローが着実に行われたこと、機構と受託事業者との協力・連携がより一層図られたことが、前回事業より改善された要因と考えられる。

### 4. 実施経費の状況

#### (1) 実施経費の比較

平成26年度開始事業第3期における実施経費については、約24.8億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約29.2億円となっており減少している。※

平成27年度開始事業第2期における実施経費については、約36.4億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約40.9億円となっており減少している。※

実施経費が減少している要因は、入札の競争性が働き入札金額が抑制されたこと、及び前回委託（平成24年度開始分）について平成25年10月からモデル事業を実施したことによる追加の経費（約2.3億円）が発生していたことが考えられる。

※比較対象期間は2(2)と同じ。なお、実施経費は全て税抜。

	平成26年度開始事業 第3期	平成27年度開始事業 第2期	合計
実施経費(A)	2,484,958,860	3,645,708,816	6,130,667,676
前回実施経費(B)	2,924,642,468	4,085,234,420	7,009,876,888
うちモデル 事業経費	103,185,320	128,916,620	232,101,940
差額(A-B)	-439,683,608	-439,525,604	-879,209,212
モデル事業 除く差額	-336,498,288	-310,608,984	-647,107,272

(参考) 達成目標の達成状況に対する増減額措置の状況

別添7参照

(2) 増減額措置の状況

達成目標の達成を促進するために、受託事業者に対して、増減額措置を講じており、措置の状況は以下のとおりである。

平成28年度措置状況

平成26 年度 開始事 業 第3期 分	(平成28年5月～平成29年4月)		
	期別委託費(税込) A	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
	2,683,755,600円	200,630,600円 (+7.48%)	2,884,386,200円

平成27 年度 開始事 業 第2期 分	(平成28年5月～平成29年4月)		
	期別委託費(税込) C	増減措置額(税込) D	増減措置後の額(税込) C+D
	3,937,365,600円	-76,680,146円 (-1.95%)	3,860,685,454円

(3) 増減額措置の考え方

①増額の場合

納付月数(現年度・過年度1年目・過年度2年目)及び免除等承認件数における達成目標に対して、それぞれ達成目標を超過した割合0.1%ごとに、0.1%を期別委託費に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

②減額の場合

(ア) 最低水準に達している場合

各達成目標に対して、それぞれの達成目標の達成状況に応じて下表の減額率を期別委託費に乗じて得た額を減額する。

達成目標の達成状況	減額率
98%以上100%未満	2%
96%以上98%未満	4%
94%以上96%未満	6%
92%以上94%未満	8%

(イ) 最低水準に達していない場合

各達成目標に対して、それぞれの達成目標の達成状況に応じて下表の減額率を期別委託費に乗じて得た額を減額する。

なお、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

達成目標の達成状況	減額率
88%以上92%未満	12%
84%以上88%未満	16%
80%以上84%未満	20%
76%以上80%未満	24%
72%以上76%未満	28%
68%以上72%未満	32%
64%以上68%未満	36%
60%以上64%未満	40%
56%以上60%未満	44%
52%以上56%未満	48%
50%以上52%未満	50%

## 5. その他

### (1) 国民年金保険料納付率の推移

平成28年度の納付率については、現年度、過年度1年目及び過年度2年目の全てにおいて平成27年度を上回っている。

納付率改善の主な要因としては、機構においては特別催告状による納付督促を中心に効率的に進め、特別催告状送付対象者に関する情報等を、受託事業者へ積極的に提供し、当該対象者への事後フォローが着実に行われたことが考えられる。

[現年度]

(下段：対前年差)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>全国</b>	<b>63.1%</b> (+2.2)	<b>63.4%</b> (+0.3)	<b>65.0%</b> (+1.6)
平成26年10月開始分 116事務所	61.1% (+2.4)	61.2% (+0.1)	62.9% (+1.7)
平成27年5月開始分 196事務所	64.1% (+2.0)	64.6% (+0.5)	66.2% (+1.6)

[過年度1年目]

(下段：対前年差)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>全国</b>	<b>67.2%</b> (+3.7)	<b>68.6%</b> (+1.4)	<b>69.9%</b> (+1.3)
平成26年10月開始分 116事務所	65.2% (+4.2)	66.9% (+1.7)	68.1% (+1.2)
平成27年5月開始分 196事務所	68.3% (+3.4)	69.5% (+1.2)	70.9% (+1.4)

[過年度2年目]

(下段：対前年差)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>全国</b>	<b>67.8%</b> (+2.7)	<b>70.1%</b> (+2.4)	<b>72.2%</b> (+2.1)
平成26年10月開始分 116事務所	65.3% (+2.7)	68.2% (+2.9)	70.6% (+2.4)
平成27年5月開始分 196事務所	69.1% (+2.6)	71.2% (+2.1)	73.0% (+1.8)

### (2) 契約期間の延長

平成27年度開始事業について、契約期間の延長の要件となる、第1期、第2期の達成目標を達成した契約地域は無かった。このため、平成27年度開始事業においては契約期間の延長を行わない。

### (3) 民間委託事業者の訪問員による現金詐欺事件

平成29年7月12日に奈良県において、アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体が雇用する訪問員が、年金事務所の職員を騙り、現金を詐取した容疑により逮捕され、8月1日に起訴される事案が発生した。

この事案の対応として、7月13日より全ての民間委託事業者の訪問員による被保険者の委託を受けた保険料の納付に関する業務（以下「納付受託業務」という。）を中止し、10月1日より民間委託事業者との契約内容を変更し、納付受託業務を廃止した。

また、アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体との近畿①地区の業務委託契約を9月30日付けで解除した。

なお、この事案については、8月2日及び9月29日の官民競争入札等監理委員会で報告済みである。

## 6. 評価のまとめ及び今後の方針

本業務の実施にあたり、確保すべき事業の質として設定された達成目標について、未達成の項目はあるものの、前回事業と比較して納期限後納付率や達成目標達成状況等の実績は概ね改善していることから、良好に業務が実施されていると評価できる。

次回の実施要項においては、現行事業の平成29年10月開始事業を基本として、納付受託業務の廃止、戸別訪問員の行動管理の強化等必要な見直しを行うものとする。

なお、平成26年度開始事業、平成27年度開始事業からの平成29年10月開始事業の主な変更内容は以下のとおりである。

- ① 受託事業者が取り扱う個人情報にかかるセキュリティの適切な管理  
サイバー攻撃等による個人情報の流出を防止するために、通信回線の秘匿化、情報端末の取扱いの厳格化等のセキュリティ対策を講じる必要を明記した。
- ② 納付督促の適正な実施  
日本年金機構において、特別催告状、催告状の送付の強化に取り組む中で、同一対象者への過剰な督促を防ぐ観点から督促頻度を3か月に一度から6か月に一度へ見直した。  
戸別訪問に係る費用対効果及び被保険者数の減少を勘案し、戸別訪問員の必須設置数を見直した。
- ③ 業務品質の向上  
業務内容の理解を深めるための研修について定期的な実施を必須とした。
- ④ 達成目標の設定  
滞納者数の増減に伴う納付対象月の変動に対応するとともに年金事務所の目標と指標を合わせることにより、一層の連携・強化を図るため、達成目標の指標を納付月数から納付率へ変更した。

⑤ 増減額措置の見直し

増額割合について、一定の割合まで従前からの増額率を減少させるが、その後の割合を上昇させることにより、より高い達成率の達成を目指させる。

減額割合については、一定の割合まで従前から減額率を増加させることにより、達成率100%が必達目標であることを示した。

⑥ 業務改善指示の基準の見直し

達成目標の達成状況の不良及び企画提案書の不履行の際に、確実に改善指示を発出できるよう基準を明記した。

⑦ 受託事業者の責によらない事由に基づき督促を中止した場合の取扱いの明記

大規模な災害等を事由に機構からの要請に応じて督促を中止した場合の、契約内容の見直しについて、基準及び手続きを具体的に明記した。

国民年金保険料収納事業の実施地区（事務所）  
（平成26年度開始事業）

受託事業者名	受託箇所数
日立トリプルウィン株式会社	5地区、51事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>北関東信越①</u>（水戸南、土浦、日立、下館、水戸北、宇都宮西、栃木、大田原、今市、宇都宮東）</li> <li>・ <u>南関東③</u>（立川、武蔵野、八王子、府中、青梅、甲府、大月、竜王）</li> <li>・ <u>中部②</u>（静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、富士、清水、三島、掛川）</li> <li>・ <u>近畿②</u>（大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、枚方、豊中、吹田、守口）</li> <li>・ <u>近畿③</u>（天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、東大阪、堺西、和歌山東、田辺、和歌山西）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
株式会社バックスグループ	2地区、28事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>近畿④</u>（三宮、須磨、東灘、兵庫、尼崎、姫路、明石、豊岡、西宮、加古川）</li> <li>・ <u>九州①</u>（博多、中福岡、南福岡、小倉北、久留米、直方、八幡、大牟田、東福岡、小倉南、西福岡、佐賀、唐津、武雄、長崎南、長崎北、佐世保、諫早）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
東京ソフト株式会社	1地区、12事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中国①</u>（鳥取、米子、倉吉、松江、浜田、出雲、岡山西、倉敷東、津山、高梁、岡山東、倉敷西）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
キャリアリンク株式会社	1地区、19事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>九州②</u>（熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名、大分、別府、佐伯、日田、宮崎、延岡、都城、高鍋、鹿児島南、川内、鹿屋、奄美大島、鹿児島北、加治木）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	1地区、6事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>九州③</u>（那覇、コザ、名護、平良、石垣、浦添）</li> </ul>	

## 国民年金保険料収納事業の実施地区（事務所）

（平成27年度開始事業）

受託事業者名	受託箇所数
株式会社アイヴィジット	6地区、87事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道（札幌東、札幌西、函館、旭川、釧路、岩見沢、室蘭、小樽、北見、帯広、砂川、稚内、留萌、苫小牧、札幌北、新さっぽろ）</li> <li>・東北①（青森、八戸、弘前、むつ、盛岡、一関、宮古、二戸、花巻、秋田、鷹巣、大曲、本荘）</li> <li>・東北②（仙台南、仙台北、石巻、古川、仙台東、大河原、山形、鶴岡、米沢、新庄、寒河江、東北福島、平、郡山、会津若松、相馬、白河）</li> <li>・北関東信越②（浦和、熊谷、川越、大宮、春日部、秩父、所沢、越谷）</li> <li>・北関東信越③（前橋、桐生、高崎、渋川、太田、新潟西、長岡、上越、三条、新発田、柏崎、新潟東、六日町、長野南、岡谷、飯田、松本、小諸、伊那、長野北）</li> <li>・南関東④（鶴見、横浜中、横浜南、港北、横浜西、川崎、平塚、相模原、小田原、横須賀、高津、厚木、藤沢）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
株式会社バックスグループ	3地区、45事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南関東①（千葉、船橋、木更津、佐原、松戸、幕張、市川）</li> <li>・南関東②（千代田、中央、港、上野、文京、足立、江東、江戸川、墨田、葛飾、板橋、池袋、新宿、杉並、渋谷、世田谷、品川、大田、練馬、目黒、荒川、北、中野）</li> <li>・四国（徳島北、阿波半田、徳島南、高松東、高松西、善通寺、松山西、今治、宇和島、松山東、新居浜、高知東、幡多、南国、高知西）</li> </ul>	

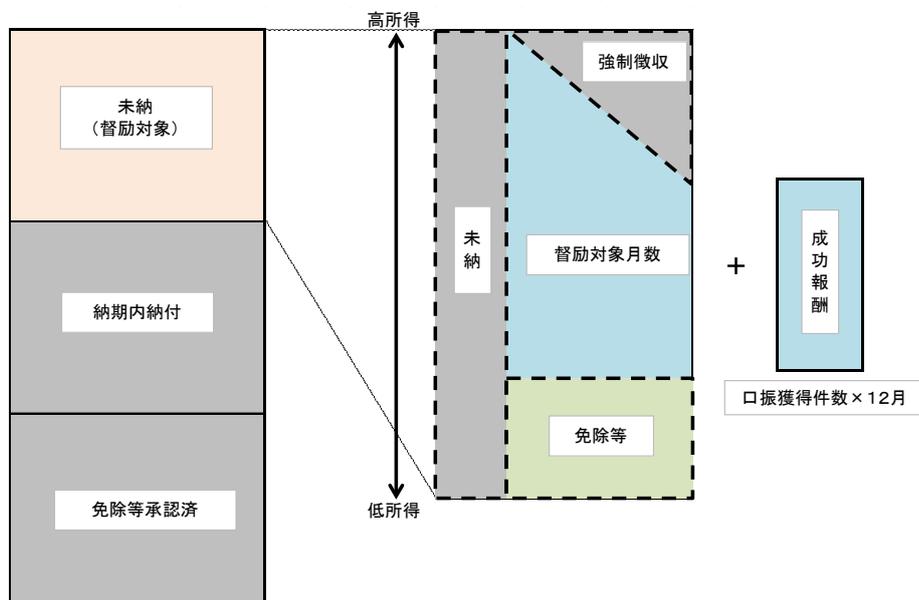
受託事業者名	受託箇所数
日立トリプルウィン株式会社	3地区、49事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部①（富山、高岡、魚津、砺波、金沢北、七尾、小松、金沢南、岐阜南、多治見、大垣、高山、美濃加茂、岐阜北、津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢）</li> <li>・中部③（大曽根、鶴舞、笠寺、中村、熱田、昭和、名古屋北、名古屋西、豊橋、一宮、岡崎、半田、刈谷、瀬戸、豊田、豊川）</li> <li>・中国②（広島東、広島西、福山、呉、三原、三次、広島南、備後府中、山口、下関、徳山、宇部、岩国、萩）</li> </ul>	

受託事業者名	受託箇所数
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	1地区、15事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿①（福井、敦賀、武生、大津、彦根、草津、上京、中京、下京、京都南、京都西、舞鶴、奈良、大和高田、桜井）</li> </ul>	

## 達成目標等の達成状況

## ◆ 督促対象月数の考え方

督促対象月数=納付月数-納期限内納付月数-強制徴収による獲得月数+成功報酬(口座振替獲得)



## ◆ 平成26年度開始事業 第3期 (H28.5~H29.4)

契約地区	受託事業者名	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	88.96%	110.07%	107.24%	126.03%	113.41%	131.02%	107.58%	123.45%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)	90.23%	110.26%	110.35%	128.73%	117.69%	135.30%	96.73%	109.72%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)	81.90%	98.66%	98.73%	114.19%	105.20%	120.23%	106.77%	123.44%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	100.96%	130.75%	123.37%	148.68%	126.64%	148.56%	115.05%	129.21%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)	94.35%	122.74%	112.62%	136.01%	114.88%	134.88%	111.45%	123.96%
近畿④地区	(株)ボックスグループ	98.32%	124.77%	118.20%	140.87%	120.11%	139.92%	116.59%	131.15%
中国①地区	東京ソフト(株)	84.50%	102.16%	104.92%	121.60%	106.91%	122.20%	99.64%	110.67%
九州①地区	(株)ボックスグループ	88.57%	108.25%	107.40%	125.31%	110.60%	127.06%	111.50%	123.67%
九州②地区	キャリアリンク(株)	78.95%	94.78%	97.99%	113.09%	102.84%	117.23%	107.23%	118.63%
九州③地区	アイティフォーシー・ワイ・シー 共同企業体	80.24%	99.43%	102.29%	120.36%	105.03%	121.36%	114.44%	123.88%
合 計		89.31%	110.57%	108.79%	127.89%	113.11%	130.61%	109.24%	122.27%

## ◆平成27年度開始事業 第2期 (H28.5~H29.4)

契約地区	受託事業者名	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北海道地区	(株)アイヴィジット	71.16%	83.26%	89.50%	98.58%	114.22%	130.42%	96.83%	106.22%
東北①地区	(株)アイヴィジット	82.94%	96.30%	99.74%	109.46%	126.86%	144.75%	106.10%	117.72%
東北②地区	(株)アイヴィジット	82.24%	95.41%	103.29%	113.32%	125.22%	142.93%	103.24%	114.81%
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット	84.78%	100.83%	109.41%	121.45%	135.65%	154.96%	98.19%	110.29%
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット	83.78%	99.49%	101.63%	112.75%	108.45%	123.69%	103.25%	116.29%
南関東①地区	(株)バックスグループ	70.34%	81.16%	94.34%	103.22%	133.15%	152.05%	102.04%	114.85%
南関東②地区	(株)バックスグループ	79.61%	93.01%	104.46%	114.98%	142.60%	162.91%	101.30%	115.82%
南関東④地区	(株)アイヴィジット	71.94%	82.41%	92.64%	100.98%	133.38%	152.28%	107.25%	121.82%
中部①地区	日立トリプルウィン(株)	75.32%	88.81%	89.99%	99.51%	97.72%	111.41%	96.87%	108.77%
中部③地区	日立トリプルウィン(株)	71.65%	84.33%	87.47%	96.64%	100.99%	115.23%	102.82%	116.50%
近畿①地区	アイティフォーシー・ワイ・シー 共同企業体	60.15%	68.59%	78.49%	85.37%	109.56%	124.96%	90.21%	98.04%
中国②地区	日立トリプルウィン(株)	82.44%	98.74%	101.08%	112.58%	116.21%	132.59%	104.85%	116.20%
四国地区	(株)バックスグループ	71.81%	84.82%	89.52%	99.07%	113.95%	129.99%	102.20%	112.06%
合 計		75.48%	88.07%	95.87%	105.47%	122.60%	139.94%	100.71%	112.63%

## (ア) 納付率の「伸び幅」比較 詳細データ

## ◆平成26年度開始事業 第3期 (H28.5~H29.4)

《現年度》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H28.5 末	H29.4 末
対象納付月数	4,647,611 月	51,340,690 月	3,998,345 月	42,917,945 月
納付月数	2,280,356 月	30,133,049 月	2,013,253 月	27,005,606 月
納付率	49.1%	58.7%	50.4%	62.9%
期間伸び幅		+9.6point		+12.5point

《納期後納付月数のみ再掲》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5~H26.4		H28.5~H29.4	
納付対象月数	51,340,690 月		42,917,945 月	
納期限後納付月数	3,156,831 月		3,294,763 月	
督促対象の納付率	6.1%		7.7%	
期間伸び幅	+6.1point		+7.7point	

《過年度1年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H28.5 末	H29.4 末
対象納付月数	54,455,207 月	54,132,784 月	46,345,184 月	44,993,573 月
納付月数	31,180,974 月	33,000,006 月	28,741,295 月	30,642,730 月
納付率	57.3%	61.0%	62.0%	68.1%
期間伸び幅		+3.7point		+6.1point

《過年度2年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H28.5 末	H29.4 末
対象納付月数	56,932,612 月	57,357,792 月	47,275,566 月	46,997,864 月
納付月数	34,408,169 月	35,877,697 月	31,785,947 月	33,195,722 月
納付率	60.4%	62.6%	67.2%	70.6%
期間伸び幅		+2.2point		+3.4point

《免除等承認件数》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5~H26.4		H28.5~H29.4	
承認件数	2,693,625 件		2,932,042 件	
被保険者数	6,593,322 人		5,890,286 人	
承認率	40.9%		49.8%	

## ◆平成27年度開始事業 第2期 (H28.5~H29.4)

《現年度》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H28.5 末	H29.4 末
対象納付月数	8,296,560 月	93,469,704 月	7,169,227 月	77,538,092 月
納付月数	4,350,476 月	58,037,544 月	3,830,406 月	51,341,264 月
納付率	52.4%	62.1%	53.4%	66.2%
期間伸び幅		+9.7point		+12.8point

《納期後納付月数のみ再掲》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5~H26.4		H28.5~H29.4	
納付対象月数	93,469,704 月		77,538,092 月	
納期限後納付月数	6,164,476 月		6,093,231 月	
督促対象の納付率	6.6%		7.9%	
期間伸び幅	+6.6point		+7.9point	

《過年度1年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H28.5 末	H29.4 末
対象納付月数	98,071,307 月	97,903,341 月	84,058,030 月	82,330,414 月
納付月数	59,799,697 月	63,481,527 月	54,905,645 月	58,382,281 月
納付率	61.0%	64.8%	65.3%	70.9%
期間伸び幅		+3.8point		+5.6point

《過年度2年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H28.5 末	H29.4 末
対象納付月数	102,358,074 月	103,047,594 月	87,016,226 月	86,705,637 月
納付月数	65,670,093 月	68,513,733 月	60,769,485 月	63,313,204 月
納付率	64.2%	66.5%	69.8%	73.0%
期間伸び幅		+2.3point		+3.2point

《免除等承認件数	前回 (H25 保険料)		今回 (H28 保険料)	
	H25.5~H26.4		H28.5~H29.4	
承認件数	3,637,265 件		3,972,727 月	
被保険者数	10,807,157 人		9,528,754 人	
承認率	33.7%		41.7%	

## (イ) (ウ) 滞納者への督促実施状況 詳細データ

## 1. 委託事業（今回）の取組

## 平成26年度開始事業 第3期（H28.5～H29.4）

〔平成26年度開始事業 第3期〕(H28.5～H29.4)

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				1人当たり ②/①	②電話	1人当たり ③/①	③戸別	1人当たり ④/①	④文書	合計 (一人当たり)	⑤合計 (②～④)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	10ヶ所	294,962人	3.84回	1,132,793回	0.73回	214,035回	1.97回	581,734回	6.54回	1,928,562回
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)	8ヶ所	313,917人	3.57回	1,121,091回	0.94回	294,043回	1.45回	454,409回	5.96回	1,869,543回
中部②地区	日立トリプルウィン(株)	9ヶ所	181,333人	3.82回	693,133回	0.87回	157,661回	1.67回	303,195回	6.36回	1,153,989回
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	12ヶ所	335,470人	3.35回	1,122,201回	1.10回	370,552回	1.34回	448,755回	5.79回	1,941,508回
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)	12ヶ所	327,060人	3.42回	1,117,538回	0.99回	324,649回	1.60回	523,099回	6.01回	1,965,286回
近畿④地区	(株)バックスグループ	10ヶ所	289,037人	6.86回	1,982,024回	1.14回	329,159回	1.95回	563,571回	9.95回	2,874,754回
中国①地区	東京ソフト(株)	12ヶ所	125,129人	8.23回	1,029,268回	0.69回	85,893回	1.33回	166,150回	10.24回	1,281,311回
九州①地区	(株)バックスグループ	18ヶ所	402,760人	7.94回	3,198,020回	1.04回	420,526回	1.49回	599,550回	10.47回	4,218,096回
九州②地区	キャリアリンク(株)	19ヶ所	293,926人	7.84回	2,304,339回	0.81回	237,855回	1.13回	332,425回	9.78回	2,874,619回
九州③地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	6ヶ所	125,528人	5.83回	731,624回	1.31回	165,021回	2.60回	326,999回	9.75回	1,223,644回
合計		116ヶ所	2,689,122人	5.47回	14,432,031回	0.96回	2,599,394回	1.65回	4,299,887回	8.08回	21,331,312回
			1か月あたり	0.46回	1,202,669回	0.08回	216,616回	0.14回	358,324回	0.67回	1,777,609回
			督促割合		67.66%		12.19%		20.16%		100.00%

## 平成27年度開始事業 第2期（H28.5～H29.4）

〔平成27年度開始事業 第2期〕(H28.5～H29.4)

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	②滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				1人当たり ②/①	②電話	1人当たり ③/①	③戸別	1人当たり ④/①	④文書	合計 (一人当たり)	⑤合計 (②～④)
北海道地区	(株)アイヴィジット	16ヶ所	283,321人	5.05回	1,429,965回	1.11回	313,138回	1.55回	438,153回	7.70回	2,181,256回
東北①地区	(株)アイヴィジット	13ヶ所	162,322人	7.74回	1,256,866回	0.89回	144,429回	0.86回	139,721回	9.49回	1,541,016回
東北②地区	(株)アイヴィジット	17ヶ所	274,588人	5.42回	1,487,309回	0.77回	211,151回	1.61回	441,338回	7.79回	2,139,798回
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット	8ヶ所	471,771人	4.14回	1,952,047回	0.90回	426,806回	1.64回	775,686回	6.69回	3,154,539回
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット	20ヶ所	274,920人	6.16回	1,694,251回	0.85回	232,728回	1.15回	316,324回	8.16回	2,243,303回
南関東①地区	(株)バックスグループ	7ヶ所	386,424人	8.12回	3,139,664回	0.93回	359,544回	1.26回	487,078回	10.32回	3,986,286回
南関東②地区	(株)バックスグループ	23ヶ所	734,114人	5.62回	4,127,001回	0.97回	714,249回	1.17回	857,821回	7.76回	5,699,071回
南関東④地区	(株)アイヴィジット	13ヶ所	542,338人	3.95回	2,141,796回	0.89回	483,709回	1.77回	962,609回	6.62回	3,588,114回
中部①地区	日立トリプルウィン(株)	19ヶ所	250,000人	4.21回	1,052,436回	0.77回	192,456回	1.15回	287,839回	6.13回	1,532,731回
中部③地区	日立トリプルウィン(株)	16ヶ所	378,483人	3.87回	1,464,355回	0.71回	269,266回	1.26回	475,994回	5.84回	2,209,615回
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	15ヶ所	295,965人	5.74回	1,699,286回	1.18回	350,599回	1.79回	529,141回	8.71回	2,579,026回
中国②地区	日立トリプルウィン(株)	14ヶ所	173,399人	3.91回	678,541回	0.81回	140,509回	1.55回	269,256回	6.28回	1,088,306回
四国地区	(株)バックスグループ	15ヶ所	162,736人	11.65回	1,895,898回	1.57回	256,053回	1.47回	238,479回	14.69回	2,390,430回
合計		196ヶ所	4,390,381人	5.81回	24,019,415回	0.95回	4,094,637回	1.40回	6,219,439回	8.17回	34,333,491回
			1か月あたり	0.48回	2,001,618回	0.08回	341,220回	0.12回	518,287回	0.68回	2,861,124回
			督促割合		69.96%		11.93%		18.11%		100.00%

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(工)実施手法別の効果(接触率等)詳細データ  
平成26年度開始事業 第3期

## 【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【電話】	接触件数	接触率(%)		
					納付件数	効果率(%)	
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	H28.5～H29.4	1,040,586	241,384	23.2%	57,707	23.9%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)		1,042,600	239,255	22.9%	61,168	25.6%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)		646,803	154,636	23.9%	37,528	24.3%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)		1,041,594	233,799	22.4%	50,806	21.7%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)		1,026,186	240,212	23.4%	53,124	22.1%
近畿④地区	(株)バックスグループ		1,281,414	264,155	20.6%	66,925	25.3%
中国①地区	東京ソフト(株)		738,861	206,205	27.9%	35,636	17.3%
九州①地区	(株)バックスグループ		2,030,421	417,867	20.6%	101,915	24.4%
九州②地区	東京ソフト(株)		1,647,952	245,343	14.9%	51,058	20.8%
九州③地区	アイティフォー シー・ウィ・シー共同企業体		559,255	96,239	17.2%	17,350	18.0%
今回(116事務所)合計		H28.5～H29.4	11,055,672	2,339,095	21.2%	533,217	22.8%
前回(116事務所)		H27.5～H28.4	7,276,990	1,501,568	20.6%	331,974	22.1%

## 【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【戸別訪問】	接触件数	接触率(%)		
					納付件数	効果率(%)	
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	H28.5～H29.4	197,353	67,503	34.2%	8,469	12.5%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)		269,908	79,776	29.6%	7,823	9.8%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)		147,792	49,600	33.6%	6,318	12.7%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)		336,839	110,702	32.9%	8,503	7.7%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)		298,506	76,666	25.7%	5,604	7.3%
近畿④地区	(株)バックスグループ		262,998	77,865	29.6%	5,699	7.3%
中国①地区	東京ソフト(株)		69,497	26,892	38.7%	3,275	12.2%
九州①地区	(株)バックスグループ		325,194	93,993	28.9%	8,053	8.6%
九州②地区	東京ソフト(株)		207,628	72,423	34.9%	6,473	8.9%
九州③地区	アイティフォー シー・ウィ・シー共同企業体		137,137	43,121	31.4%	2,058	4.8%
今回(116事務所)合計		H28.5～H29.4	2,252,852	698,541	31.0%	62,275	8.9%
前回(116事務所)		H27.5～H28.4	1,381,417	416,288	30.1%	32,491	7.8%

(エ)実施手法別の効果(接触率等)詳細データ  
平成27年度開始事業 第2期

## 【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督励実施件数 【電話】	接触件数	接触率(%)	効果率(%)	
						納付件数	効果率(%)
北海道地区	(株)アイヴィジット	H28.5~H29.4	1,128,782	253,790	22.5%	52,541	20.7%
東北①地区	(株)アイヴィジット		922,437	235,808	25.6%	47,321	20.1%
東北②地区	(株)アイヴィジット		1,149,900	290,373	25.3%	59,437	20.5%
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット		1,616,810	311,801	19.3%	75,086	24.1%
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット		1,308,260	253,830	19.4%	56,373	22.2%
南関東①地区	(株)バックスグループ		1,954,042	372,136	19.0%	97,016	26.1%
南関東②地区	(株)バックスグループ		2,855,811	508,799	17.8%	143,893	28.3%
南関東④地区	(株)アイヴィジット		1,798,621	350,942	19.5%	90,419	25.8%
中部①地区	日立トリプルウィン(株)		975,314	226,658	23.2%	56,067	24.7%
中部③地区	日立トリプルウィン(株)		1,370,177	304,011	22.2%	76,945	25.3%
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		1,341,187	249,167	18.6%	48,682	19.5%
中国②地区	日立トリプルウィン(株)		632,695	145,549	23.0%	36,622	25.2%
四国地区	(株)バックスグループ		1,066,605	217,144	20.4%	47,445	21.8%
今回(196事務所)合計		H28.5~H29.4	18,120,641	3,720,008	20.5%	887,847	23.9%
前回(196事務所)		H27.5~H28.4	12,222,624	2,554,333	20.9%	566,206	22.2%

## 【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督励実施件数 【戸別訪問】	接触件数	接触率(%)	効果率(%)	
						納付件数	効果率(%)
北海道地区	(株)アイヴィジット	H28.5~H29.4	280,885	83,668	29.8%	9,140	10.9%
東北①地区	(株)アイヴィジット		123,586	56,643	45.8%	6,637	11.7%
東北②地区	(株)アイヴィジット		188,247	79,098	42.0%	10,002	12.6%
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット		392,485	121,160	30.9%	13,754	11.4%
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット		206,398	85,946	41.6%	11,146	13.0%
南関東①地区	(株)バックスグループ		278,948	81,085	29.1%	6,386	7.9%
南関東②地区	(株)バックスグループ		599,271	132,769	22.2%	10,180	7.7%
南関東④地区	(株)アイヴィジット		450,517	151,094	33.5%	21,775	14.4%
中部①地区	日立トリプルウィン(株)		176,692	59,982	33.9%	6,221	10.4%
中部③地区	日立トリプルウィン(株)		257,869	90,689	35.2%	9,251	10.2%
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		299,261	94,989	31.7%	7,046	7.4%
中国②地区	日立トリプルウィン(株)		125,520	45,110	35.9%	3,506	7.8%
四国地区	(株)バックスグループ		163,778	49,854	30.4%	4,564	9.2%
今回(196事務所)合計		H28.5~H29.4	3,543,457	1,132,087	31.9%	119,608	10.6%
前回(196事務所)		H27.5~H28.4	2,187,157	683,873	31.3%	66,056	9.7%

## (オ)事業の運営に要した費用

平成26年度開始事業 第3期

### ◆今回委託(116事務所)

第3期(H28.5~H29.4)						
	1月あたりコスト (①/②)	①委託費	②実施結果	【参考】	③徴収金額	100円あたりコスト (①/③)
合計 (平均)	274.3 円	2,683,756千円	9,784,555月・件			111,194,010千円

※1 「①委託費」は、平成26年度開始事業第3期の期間中に支払われた委託費である。  
 ※2 「③徴収金額」は、徴収金額見込みとして、平成26年度開始事業第3期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成28年度:16,260円)を乗じた金額である。

### ◆前回委託(116事務所)

平成24年度第2期(H25.5~H26.4)						
	1月あたりコスト (④/⑤)	④委託費	⑤実施結果	【参考】	⑥徴収金額	100円あたりコスト (④/⑥)
合計 (平均)	340.6円	3,194,529千円	9,380,163月・件			99,544,612千円

※1 「④委託費」は、平成24年10月開始事業第2期の期間中に支払われた委託費である。(平成26年4月以前の委託費の消費税は5%であるが今回委託と比較するため8%に換算)  
 ※2 「⑥徴収金額」は、徴収金額見込みとして、対象事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成23年度~平成25年度の平均:15,013円)を乗じた金額である。

## 委託費と事業実施結果の総括

【平成26年度開始事業 第3期】(H28.5~H29.4)

契約地区名	委託事務所数	①委託費	②滞納者数 (期間平均)	③滞納者1人 当たり委託費 ①/②	啓助の種類と第3期(6か月間)における啓助頻度				啓助1回 あたりコスト ③/④	実施結果			納付1月獲得 コスト ①/⑦
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)		獲得月数⑤	免除等承認 件数⑥	⑦合計 (⑤+⑥)	
北関東信越①地区	10ヶ所	270,000,000 円	294,962人	915.4 円	3.84 回	0.73 回	1.97 回	6.54 回	140.0 円	779,705月	250,417件	1,030,122月・件	262.1 円
南関東③地区	8ヶ所	314,020,800 円	313,917人	1,000.3 円	3.57 回	0.94 回	1.45 回	5.96 回	168.0 円	922,019月	271,936件	1,193,955月・件	263.0 円
中部②地区	9ヶ所	189,864,000 円	181,333人	1,047.0 円	3.82 回	0.87 回	1.67 回	6.36 回	164.5 円	514,417月	157,734件	672,151月・件	282.5 円
近畿②地区	12ヶ所	331,776,000 円	335,470人	989.0 円	3.35 回	1.10 回	1.34 回	5.79 回	170.9 円	748,811月	331,668件	1,080,479月・件	307.1 円
近畿③地区	12ヶ所	325,944,000 円	327,060人	996.6 円	3.42 回	0.99 回	1.60 回	6.01 回	165.9 円	736,581月	392,626件	1,129,207月・件	288.6 円
近畿④地区	10ヶ所	286,095,600 円	289,037人	989.8 円	6.86 回	1.14 回	1.95 回	9.95 回	99.5 円	767,030月	348,569件	1,115,599月・件	256.5 円
中国①地区	12ヶ所	173,880,000 円	125,129人	1,389.6 円	8.23 回	0.69 回	1.33 回	10.24 回	135.7 円	371,617月	157,402件	529,019月・件	328.7 円
九州①地区	18ヶ所	389,623,200 円	402,760人	967.4 円	7.94 回	1.04 回	1.49 回	10.47 回	92.4 円	1,039,262月	497,246件	1,536,508月・件	253.6 円
九州②地区	19ヶ所	322,200,000 円	293,926人	1,096.2 円	7.84 回	0.81 回	1.13 回	9.78 回	112.1 円	723,836月	359,446件	1,083,282月・件	297.4 円
九州③地区	6ヶ所	80,352,000 円	125,528人	640.1 円	5.83 回	1.31 回	2.60 回	9.75 回	65.7 円	235,222月	179,011件	414,233月・件	194.0 円
合計	116ヶ所	2,683,755,600 円	2,689,122人	998.0 円	5.47 回	0.96 回	1.65 回	8.08 回	123.5 円	6,838,500月	2,946,055件	9,784,555月・件	274.3 円

## (オ)事業の運営に要した費用

平成27年度開始事業 第2期

### ◆今回委託(196事務所)

第2期(H28.5~H29.4)						
	1月あたりコスト (①/②)	①委託費	②実施結果	【参考】	③徴収金額	100円あたりコスト (①/③)
合計 (平均)	240.2 円	3,937,366千円	16,388,926月・件			201,887,396千円

※1 「①委託費」は、平成27年度開始事業第2期の期間中に支払われた委託費である。  
 ※2 「③徴収金額」は、徴収金額見込みとして、平成27年度開始事業第2期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成28年度:16,260円)を乗じた金額である。

### ◆前回委託(196事務所)

平成25年度第2期(H25.5~H26.4)						
	1月あたりコスト (④/⑤)	④委託費	⑤実施結果	【参考】	⑥徴収金額	100円あたりコスト (④/⑥)
合計 (平均)	272.3 円	4,507,932千円	16,557,331月・件			194,430,330千円

※1 「④委託費」は、平成25年2月開始事業第2期の期間中に支払われた委託費である。(平成26年4月以前の委託費の消費税は5%であるが今回委託と比較するため8%に換算)  
 ※2 「⑥徴収金額」は、徴収金額見込みとして、対象事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成23年度~平成25年度の平均:15,013円)を乗じた金額である。

## 委託費と事業実施結果の総括

【平成27年度開始事業 第2期】(H28.5~H29.4)

契約地区名	受託事務所数	①委託費	②滞納者数 (期間平均)	③滞納者1人 当たり委託費 ①/②	啓助の種類と第3期(5か月間)における啓助頻度				啓助1回 当たりコスト ③/④	実施結果			納付1月獲得 コスト ①/⑦
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)		獲得月数⑤	免除等承認 件数⑥	⑦合計 (⑤+⑥)	
北海道地区	16ヶ所	277,850,400 円	283,321人	980.7 円	5.05 回	1.11 回	1.55 回	7.70 回	127.4 円	697,027月	306,994件	1,004,021月・件	276.7 円
東北①地区	13ヶ所	192,819,600 円	162,322人	1,187.9 円	7.74 回	0.89 回	0.86 回	9.49 回	125.1 円	524,546月	185,090件	709,636月・件	271.7 円
東北②地区	17ヶ所	275,005,200 円	274,588人	1,001.5 円	5.42 回	0.77 回	1.61 回	7.79 回	128.5 円	799,027月	261,680件	1,060,707月・件	259.3 円
北関東信越②地区	8ヶ所	429,892,800 円	471,771人	911.2 円	4.14 回	0.90 回	1.64 回	6.69 回	136.3 円	526,686月	277,919件	804,605月・件	534.3 円
北関東信越③地区	20ヶ所	293,971,200 円	274,920人	1,069.3 円	6.16 回	0.85 回	1.15 回	8.16 回	131.0 円	1,631,539月	356,454件	1,987,993月・件	147.9 円
南関東①地区	7ヶ所	355,682,400 円	386,424人	920.4 円	8.12 回	0.93 回	1.26 回	10.32 回	89.2 円	1,066,496月	300,387件	1,366,883月・件	260.2 円
南関東②地区	23ヶ所	623,752,800 円	734,114人	849.7 円	5.62 回	0.97 回	1.17 回	7.76 回	109.4 円	2,060,746月	473,484件	2,534,230月・件	246.1 円
南関東④地区	13ヶ所	461,503,200 円	542,338人	851.0 円	3.95 回	0.89 回	1.77 回	6.62 回	128.6 円	1,630,771月	434,739件	2,065,510月・件	223.4 円
中部①地区	19ヶ所	208,624,800 円	250,000人	834.5 円	4.21 回	0.77 回	1.15 回	6.13 回	136.1 円	724,991月	246,828件	971,819月・件	214.7 円
中部③地区	16ヶ所	252,878,400 円	378,483人	668.1 円	3.87 回	0.71 回	1.26 回	5.84 回	114.4 円	656,575月	367,814件	1,024,389月・件	246.9 円
近畿①地区	15ヶ所	209,952,000 円	295,965人	709.4 円	5.74 回	1.18 回	1.79 回	8.71 回	81.4 円	1,135,116月	331,238件	1,466,354月・件	143.2 円
中国②地区	14ヶ所	151,728,000 円	173,399人	875.0 円	3.91 回	0.81 回	1.55 回	6.28 回	139.4 円	506,480月	208,268件	714,748月・件	212.3 円
四国地区	15ヶ所	203,704,800 円	162,736人	1,251.8 円	11.65 回	1.57 回	1.47 回	14.69 回	85.2 円	456,199月	221,832件	678,031月・件	300.4 円
合計	196ヶ所	3,937,365,600 円	4,390,381人	896.8 円	5.81 回	0.95 回	1.40 回	8.17 回	109.8 円	12,416,199月	3,972,727件	16,388,926月・件	240.2 円

## 増減額措置の状況

### ◆平成26年度開始事業 第3期(H28.5—H29.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	¥270,000,000	6.74%	¥18,206,825	¥288,206,825
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)	¥314,020,800	4.49%	¥14,102,593	¥328,123,393
中部②地区	日立トリプルウィン(株)	¥189,864,000	0.90%	¥1,713,447	¥191,577,447
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	¥331,776,000	18.43%	¥61,139,546	¥392,915,546
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)	¥325,944,000	9.97%	¥32,500,236	¥358,444,236
近畿④地区	(株)バックスグループ	¥286,095,600	16.16%	¥46,244,166	¥332,339,766
中国①地区	東京ソフト(株)	¥173,880,000	0.11%	¥189,488	¥174,069,488
九州①地区	(株)バックスグループ	¥389,623,200	6.99%	¥27,228,819	¥416,852,019
九州②地区	キャリアリンク(株)	¥322,200,000	-0.92%	¥-2,956,682	¥319,243,318
九州③地区	アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	¥80,352,000	2.82%	¥2,262,162	¥82,614,162
		¥2,683,755,600	7.48%	¥200,630,600	¥2,884,386,200

(再掲：業者別)

受託事業者	落札地区数	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
日立トリプルウィン (株)	5 地区	¥1,431,604,800	8.92%	¥127,662,647	¥1,559,267,447
(株)バックスグループ	2 地区	¥675,718,800	10.87%	¥73,472,985	¥749,191,785
東京ソフト(株)	1 地区	¥173,880,000	0.11%	¥189,488	¥174,069,488
キャリアリンク(株)	1 地区	¥322,200,000	-0.92%	¥-2,956,682	¥319,243,318
アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	1 地区	¥80,352,000	2.82%	¥2,262,162	¥82,614,162
	10 地区	¥2,683,755,600	7.48%	¥200,630,600	¥2,884,386,200

(注)期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。

## 増減額措置の状況

### ◆平成27年度開始事業 第2期(H28.5-H29.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
北海道地区	(株)アイヴィジット	¥277,850,400	-8.82%	¥-24,510,083	¥253,340,317
東北①地区	(株)アイヴィジット	¥192,819,600	2.55%	¥4,920,219	¥197,739,819
東北②地区	(株)アイヴィジット	¥275,005,200	1.70%	¥4,664,561	¥279,669,761
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット	¥429,892,800	4.60%	¥19,794,928	¥449,687,728
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット	¥293,971,200	0.41%	¥1,197,447	¥295,168,647
南関東①地区	(株)バックスグループ	¥355,682,400	-2.76%	¥-9,812,766	¥345,869,634
南関東②地区	(株)バックスグループ	¥623,752,800	3.76%	¥23,477,312	¥647,230,112
南関東④地区	(株)アイヴィジット	¥461,503,200	-1.51%	¥-6,948,303	¥454,554,897
中部①地区	日立トリプルウィン(株)	¥208,624,800	-9.49%	¥-19,788,814	¥188,835,986
中部③地区	日立トリプルウィン(株)	¥252,878,400	-8.09%	¥-20,468,437	¥232,409,963
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー 共同企業体	¥209,952,000	-18.40%	¥-38,625,182	¥171,326,818
中国②地区	日立トリプルウィン(株)	¥151,728,000	1.18%	¥1,792,539	¥153,520,539
四国地区	(株)バックスグループ	¥203,704,800	-6.07%	¥-12,373,567	¥191,331,233
		¥3,937,365,600	-1.95%	¥-76,680,146	¥3,860,685,454

(再掲：業者別)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
(株)アイヴィジット	6 地区	¥1,931,042,400	-0.05%	¥-881,231	¥1,930,161,169
日立トリプルウィン (株)	3 地区	¥613,231,200	-6.27%	¥-38,464,712	¥574,766,488
(株)バックスグループ	3 地区	¥1,183,140,000	0.11%	¥1,290,979	¥1,184,430,979
アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	1 地区	¥209,952,000	-18.40%	¥-38,625,182	¥171,326,818
	13 地区	¥3,937,365,600	-1.95%	(¥76,680,146)	¥3,860,685,454

(注)期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。